奈良県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般県道

二　路　線　名　高野辻堂線

三　道路の区域

路線番号	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
７３４	五條市大塔町清水一八八番先地内	六・〇	八七一・六	

四　供用開始年月日

平成二十四年二月二十一日